（公　印　省　略）

教福第1043号

平成29年11月1日

各市町立学校長　様

兵庫県教育委員会事務局

福　利　厚　生　課　長

児童手当認定等事務に係る個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

　平素は、福利厚生事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

　さて、この度、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第38号）の公布・施行に伴い、本県における児童手当支給等事務においても個人番号を活用した所得情報や住民票情報の連携を段階的に行うこととなりました。

つきましては、平成28年1月から貴職へ業務委託している個人番号の収集及び本人確認について、下記のとおり対象業務を追加しますので、児童手当支給事務取扱要領及び関係法令を遵守し、適正に処理願います。

記

１　追加する業務

　　　個人番号利用事務・・・児童手当関係事務

２　変更時期

　　　市町立学校を対象とした総務事務システム（児童手当業務）での情報連携開始日から

※詳細については、別途通知するシステム関係通知を参考にしてください。

３　注意事項

(1)　職員から提出のあった児童手当に係る各様式の個人番号（マイナンバー）を職員等の通知カード（又は写し）と照合してください。

(2)　学校から所管教育事務所への提出の際は、「特定個人情報送付状」を封入し、簡易書留又は持参としてください。

(3)　個人番号（マイナンバー）が記載された様式等を学校で保管しないでください。

　　 ※個人番号部分をマスキングしたものの写しを保管ください。

(4)　個人番号（マイナンバー）の取扱いにあたっては、取扱責任者の監督・指導の下、適正に行ってください。

（問い合わせ先）

兵庫県教育委員会事務局 福利厚生課 管理・福祉班

TEL　078-362-3762